

地域医療構想について

1 2025年に向けた医療提供体制の改革

- 2025年には、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となることを見込まれる。このような高齢化の進展に伴い、医療に対するニーズも変化し、慢性疾患、複数の疾患を抱える方や、手術だけでなくその後のリハビリが必要となる方が増加することなどが考えられる。
- このような医療ニーズの変化に、限られた医療資源で対応するためには、医療機能の分化と連携を進め、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた医療を提供する体制を整備することが不可欠である。
- このため、昨年6月の医療介護総合確保推進法の成立により、各都道府県において、医療需要の将来推計等を活用して、医療機能の分化と連携を適切に推進するために、保健医療計画の一部として、地域医療構想を策定することとなった。

2 地域医療構想とは

- 地域医療構想は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量と、その実現のための施策を定めるものである。

<地域医療構想の内容>

- 1 2025年の医療需要と病床の必要量
 - ・ 高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに推計
 - ・ 都道府県内の構想区域単位で推計
- 2 目指すべき医療提供体制を実現するための施策（例）
 - ・ 医療機関の自主的な取組みと相互の協議
 - ・ 病床の機能の分化及び連携の推進
 - ・ 在宅医療の充実
 - ・ 医療従事者の確保・養成

○ 構想における2025年の医療需要と病床の必要量の算定に当たっては、2013年のレセプトデータ等を用いて、2025年の推計人口に置きなおして算出した医療需要を基にした推計方法が国から示されており、一定程度機械的に算定する必要がある。

○ ただし、以下の事項については、地域の実情に応じて、一定の範囲内で各都道府県において設定することとなっている。

① 構想区域をどう設定するか。

② 4機能ごとに、構想区域を越える患者の流出入をどの程度見込むか。

③ 慢性期機能の医療需要推計に当たって、入院受療率の地域差を一定縮小させるよう目標を設定することとなっており、その目標をどう設定するか。

○ ③については、高齢化により増大する医療需要に対応するために、現在の療養病床以外で対応可能な患者は在宅医療等での対応を推進することを目的としている。これは、慢性期の患者が医療を受けられなくなるということではなく、それぞれの状態に応じて、居宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等において医療が提供されることを想定しているものであり、地域で支える医療に転換していくものと考えることが適当である。

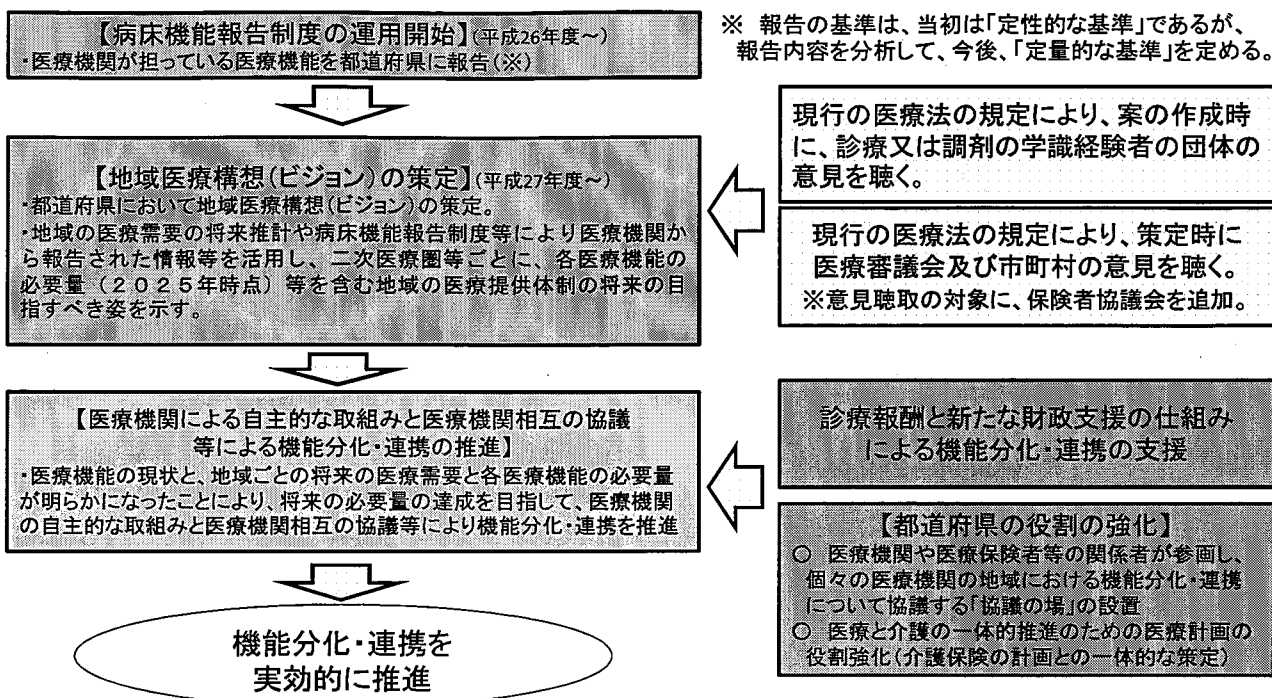
なお、現在、国の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、平成29年度末で介護療養病床が廃止されること等を受けて、慢性期医療の受け皿となる新たな施設類型について検討されており、将来的には、療養病床以外で対応可能な患者の対応の一部を担うものと考えられる。

3 地域医療構想の実現に向けて

○ 地域医療構想の策定後は、その実現に向けて、2025年まで継続して、関係者が自主的な取組みを行うとともに、地域医療構想調整会議において、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と構想における必要病床数とを比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討するとともに、機能分化・連携について議論していく。

医療機能の分化・連携に係る取組みの流れについて

- 病床機能報告制度の運用開始、地域医療構想(ビジョン)の策定及び都道府県の役割の強化等を含めた医療機能分化・連携に係る取組みの流れを整理すると、以下のようになると考えられる。



地域医療構想(ビジョン)を実現する仕組み

(1)「協議の場」の設置

- 都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講ずることができることとする。

(2) 都道府県知事が講ずることができる措置

① 病院の新規開設・増床への対応

- 都道府県知事は、開設許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付けることができることとする。

② 既存医療機関による医療機能の転換への対応

【医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合】

- 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができるとし、転換にやむを得ない事情がないと認める時は、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請(公的医療機関等には命令)することができることとする。

【「協議の場」の協議が調わず、自主的な取組みだけでは機能分化・連携が進まない場合】

- 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請(公的医療機関等には指示)することができることとする。

③ 稼働していない病床の削減の要請

- 医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができることとする。

※ 現行の医療法上、公的医療機関等に対しては、都道府県知事が稼働していない病床の削減を命令することができることとなっている。

【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置】

- 医療機関が上記の要請に従わない場合は、都道府県知事が勧告を行う。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置(管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等)に加えて、以下の措置を講ずることができることとする。

- イ 医療機関名の公表
- ロ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外
- ハ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し